更新に必要な研修のフローチャート【令和7年度版】※有効期間が満了されている方及び登録後5年を経過されている方は「再研修」の対象です。 有効期間満了日が ・現在実務に就いていないが、専門員証の 令和7年12月1日~ 更新研修(実務経験者) 有効期間内に、実務に就いたことがある 令和8年11月30日 32時間・専門Ⅱ相当 前回の研修は である 介護支援専門員協議会主催 •有効期間内に担当した事例を提出できる 専門員証の有効期間内で 実務経験3年以上を 専門研修課程Ⅱ 専門研修過程Ⅱ 満たしている(継続して 有効期間満了日が 現在実務に就いている 実務に就いていなくても 令和8年12月1日 合計で可) を受講した 以降である 有効期間内に担当した事例を提出できる 専門員証の有効期間 次年度以降の該当年度で 内で実務経験3年以 研修を受講してください 上を満たしていない 有効期間内に実務に就いたことはない 有効期間満了日が 令和7年9月11日 介護支援専門員証の有効期間の起算日は現在お 更新研修(実務未経験者) 実務に就いている・就いたことがあるが事 持ちの介護支援専門員証に記載されている有効期 または再研修 例の提出ができない ~令和9年3月31日である 間満了日の5年前になります。 ※詳細については社会福祉協議会へお問い合わせください 専門研修課程 I を受 更新研修(実務経験者) 現在実務に就いていないが、専門員証の 有効期間満了日が 講していない 88時間 有効期間内に、実務に就いたことがある 令和7年12月1日~ 前回の研修は 令和8年11月30日で 社会福祉協議会主催 •有効期間内に担当した事例を提出できる 専門研修課程 I を受講 ある 更新研修(実務経験者) した 32時間・専門Ⅱ相当 更新研修(実務未経験者) 2 再研修 現在実務に就いている 口① 実務経験が6カ月以上を満たしている 有効期間満了日が 専門員証の有効期間内で実務経験3年以上を満たしている を受講した 有効期間内に担当した事例を提出できる 令和 8 年 1 2 月 1 日 (実務従事期間は継続して実務に就いていなくても合計で可) 以降である □③ 専門研修課程 I の受講をした または、実務研修を修了し ①を満たしている⇒ 専門研修課程Ⅰ ※次年度以降、専門員証の有効期間内で実務経験が3年以上を満たせば専門 ・有効期間内に実務に就いたことはない 初めて更新する 研修課程Ⅱの受講が可能 ②を満たしている⇒ 専門研修課程 Ⅰ +専門研修課程 Ⅱ ・実務に就いている・就いたことがあるが事例 専門研修課程I の提出ができない もしくは ※次年度以降、専門研修課程Ⅱの研修受講が必要です ②と③を満たしている⇒ **専門研修課程 II** 主任介護支援専門員更新研修を介護支援専門員証の有効期間内に修了される場合は、更新研 修が免除されます。受講に際しては要件がありますので、ご確認ください。 、①②③すべて満たしていない ⇒ 次年度以降の研修を受講してください 【令和7年度対象者】 有効期間満了日が 主任介護支援専門員有効期間満了日: 令和8年3月31日または令和9年3月31日 令和7年9月11日~令和9年3月31日である 更新研修(実務未経験者) ※主任介護支援専門員更新研修の修了日(受講年度末日)より前に介護支援専門員証の有効期

または再研修

※詳細については社会福祉協議会へお問い合わせください

間が満了する場合は、先に別途更新研修(実務経験者)32時間・専門Ⅱ相当 または、専門研修

課程Ⅱを受講する必要があります